

**令和6年度奄美・屋久島観光共創事業（魅力発信事業）
業務委託に係る企画コンペティション実施要領**

1 趣旨

この要領は、「令和6年度奄美・屋久島観光共創事業（魅力発信事業）」（以下「本業務」という。）において、企画コンペティション方式により、業務委託事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容

- (1) 名称
令和6年度奄美・屋久島観光共創事業（魅力発信事業）業務委託
- (2) 業務内容
別添「令和6年度奄美・屋久島観光共創事業（魅力発信事業）業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 契約額
選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積徴収を行い決定する。
- (5) 予定する委託料（予算額）
3,752千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

4 企画提案内容

- (1) 奄美（奄美大島・徳之島）、屋久島を紹介するガイドブックの作成
2つの世界自然遺産の希少性や、3島の特徴・魅力を比較しながら紹介し、島の成り立ちや自然から派生する歴史・文化等を、関連性やストーリー性のある見せ方で紹介したうえで、各島への訪問意欲が醸成されるガイドブックを作成する。

① 企画・作成部数

- ・サイズ：A 5～B 4程度のサイズ（観光客が手に取りやすく、持ち運びしやすいサイズ）
- ・ページ：30ページ程度
- ・印刷：両面カラー刷り
- ・紙質：マット紙又はコート紙 厚さ 90kg～110kg 同等品
- ・作成部数：10,000部

② 掲載内容(想定)

各島の世界遺産について（エリア・特徴・評価基準など）、動植物、島の成り立ち、自然の特性、ルール、各地域のエコツアーガイド、観光施設、世界遺産センター、アクティビティ（山・森、海、集落歩き、文化体験など）、祭り、伝統行事、信仰、唄・音楽、食（酒・飲み物）特産品、お土産、平均気温表、交通アクセス、各島観光協会の紹介 など

(2) 奄美(奄美大島・徳之島)、屋久島をPRするポスターの作成

2つの世界自然遺産及び3島の魅力を一目で分かりやすく表現し、各島への訪問意欲が醸成されるデザインのポスターを作成する。

① 企画・作成部数

- ・サイズ：A 2, A 1サイズ（縦）
- ・印刷：片面4色カラー
- ・紙質：コート紙 135kg 同等品
- ・作成部数：A 1・・・50枚
A 2・・・150枚

(3) WEB用素材の提出

ガイドブックで作成したデータを基に鹿児島県の観光サイト「かごしまの旅」等においても情報を掲載することがあるので、掲載した素材の詳細情報（住所、サイトなど）、画像データ、テキストデータなどを提出すること。

【提案にあたり、以下を示すこと】

- ・業務実施体制について、責任者や各業務の担当者と役割を具体的に記載すること。
- ・本業務の実施効果についての考えを示すこと。
- ・ガイドブックのターゲット、コンセプト、デザイン案、掲載内容の構成案（ページ割）等を示すこと。
- ・ポスターのターゲット、コンセプト、デザイン案を示すこと。

【(1)～(3)共通事項】

※ガイドブック及びポスターの構成は、各世界自然遺産・各島のバランスに留意すること。

※ガイドブック及びポスターには、鹿児島県PRロゴマーク「南の宝箱 鹿児島」を入れること。

使用規定等については、鹿児島県HPの以下に掲載。

ホーム＞産業・労働＞観光・特産品＞県のキャッチコピーについて
＞県のPRキャッチコピーは「南の宝箱 鹿児島」です。

https://www.pref.kagoshima.jp/af08/sangyo-rodo/kanko-tokusan/new_catchcopy.html

- ※ガイドブックの記事や掲載写真については、可能な限り現地取材や新たな撮影を行うこと。なお、写真は1つの素材に対し、複数パターンの写真を3～5枚程度撮影すること。例えば施設の場合は外観、屋内、商品（サービス）など。
- ※現地で自然に関する取材を実施する場合は、現地の認定ガイドの手配をするなど、利用ルールに則った取材を行うこと。
- ※提案に当たっては、事業実施の全体スケジュールを示すこと。
- ※世界自然遺産の概要や利用ルール等について、必要に応じ環境省等の関係各所へ確認をとること。製作スケジュールは、確認期間を含めた十分な期間を確保すること。
- ※本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可の手続きについては、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要なとなる手数料等の経費については、本業務の見積に含むものとする。
- ※ガイドブック及びポスター活用は、県外観光イベントでの配布や、奄美群島各島の観光案内所、空港、港、船舶、観光施設、宿泊施設等への設置や掲示を想定している。

5 事業報告・成果品等の提出等

- (1) 進捗状況報告
委託者の求めに応じ、事業の進捗状況や成果等について報告すること。
- (2) 委託業務終了届
委託業務終了後、履行期間内に委託業務終了届（任意様式）を提出すること。
- (3) 成果品
履行期間内に、以下の成果品を納品すること。
 - ① ガイドブック、ポスター
納品場所
鹿児島県大島支庁総務企画課商工観光係
鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課
納品期限：令和7年2月28日（金）
※それぞれへの納品数は、委託者と調整する。
 - ② ガイドブック、ポスターデータ（PDF版は必須。Adobe Photoshop Adobe Illustrator等のデザインデータを含む）
 - ③ コンテンツデータ・素材データ
本業務で撮影・使用した画像等の素材
- (4) その他
 - ① 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
 - ② 本業務の成果品は、映像・画像等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納入すること。ただし、著作権等の紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、委託者は一切その責任を負わない。
 - ③ 成果品が著作物に該当する場合は、当該著作物に係る受注者の著作権者人格権（著作権法第18条から第20条まで規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
 - ④ 業務の実施に当たっては、委託者と十分協議して進めるものとする。

- 必要な一部の修正については応じるものとする。
- ⑤ 委託者に事業経過を適宜報告するものとする。
 - ⑥ 本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合は、委託者と協力し、調整を行うこと。
 - ⑦ 本事業に係る関係法令に抵触しないよう事業を実施すること。

6 スケジュール

- (1) 企画募集開始 令和6年6月27日(木)
- (2) 質問受付期限 7月4日(木)
- (3) 質問回答 7月9日(火)頃
- (4) 参加申込書提出期限 7月11日(木)
- (5) 企画提案書等提出期限 7月23日(火)
- (6) 業者選定結果通知 7月末(予定)
- (7) 契約締結 8月上旬(予定)

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類は全て午後5時必着とする。

7 企画コンペの手順等

- (1) 質問及び回答

ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は、質問書(様式第1号)により、末尾「12 書類提出先」に電子メールで提出すること。(電話で受領確認を行うこと。)

イ 回答方法

上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。

- (2) 参加申込について

申込み・企画提案書の提出・受付はデータで行う。手順は以下のとおり。

- ア 参加者は、企画提案参加申込書(様式第2号)を末尾「12 連絡先」に電子メールで提出。(電話で受領確認を行うこと。)

提出期限 令和6年7月11日(木)午後5時

- イ 大島支庁総務企画課から、提出書類データをアップロードするURLをメールで送付

- ウ 参加者は提出書類一式をPDFにまとめて、上記イで指示されたURLに1部アップロードする。(電話で受領確認を行うこと。)

提出期限 令和6年7月23日(火)午後5時

【提出書類】

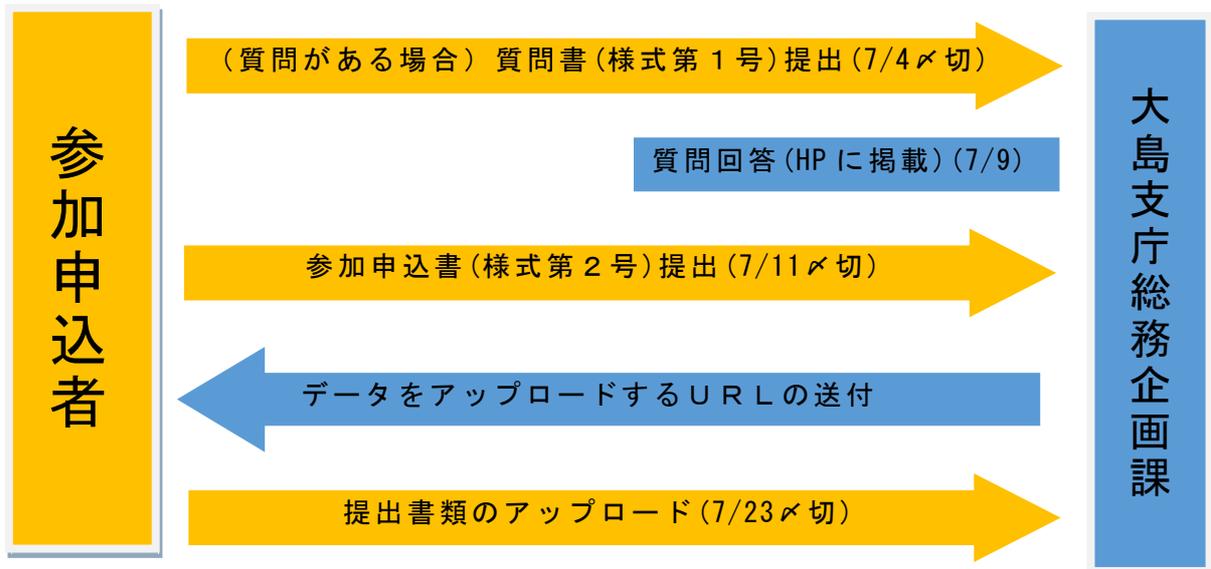
- ① 応募書(様式第3号)
- ② 企画提案書(様式任意)
原則としてA4とする。(着色可)
- ③ 参考見積書(様式任意)

本業務の仕様書及び企画提案書等に記載した内容を踏まえ、業務を実施するために必要な全ての経費を計上すること(デザイン、印刷経費等、種類ごとに金額の内訳を明記する)。

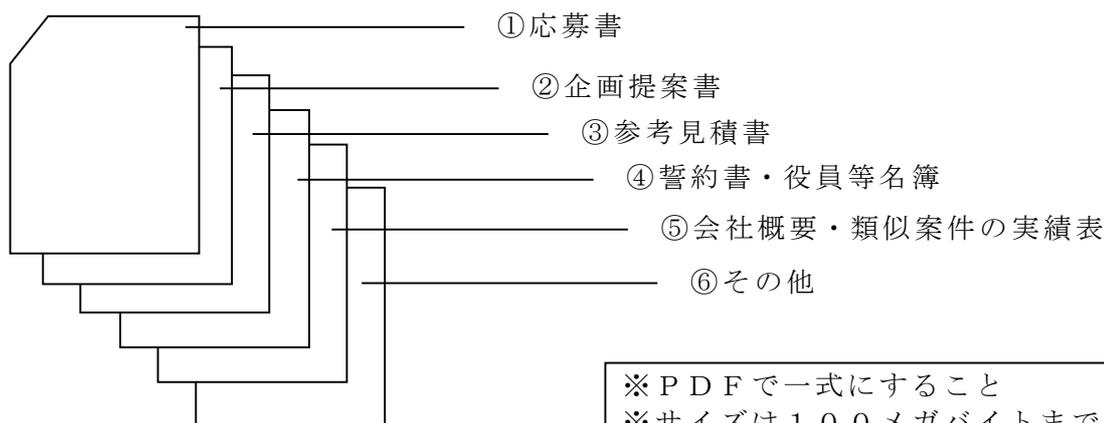
※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提出した応募者に改めて依頼する。

- ④ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類
 鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登載されていない応募者については、以下の書類を提出すること。
 「誓約書・役員等名簿（様式第4号）」
- ⑤ 会社概要，類似案件の実績表（様式第5号）
 会社組織図を添付すること。また，定款又は規約等会社の概要が記載された既存資料（パンフレット）等があれば添付すること。
- ⑥ その他
 これまでの実績やアピールしたい資料があれば併せて提出してもよい。その際，冊子イメージや既製品のパンフレットなど，データで提出できないものがある場合は，現物を送付してもよい。
- ※現物を送付する場合は以下ア，イの2箇所に必要部数を提出期限までに送付することとし，その旨，大島支庁総務企画課担当宛てに連絡すること。
- 【送付先】
- ア 〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町 17-3
 鹿児島県大島支庁総務企画課（商工観光係 担当：今村菜月）
6部
- イ 〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房 650
 鹿児島県熊毛支庁屋久島事務所総務企画課（担当：中村）
5部

【資料提出のフロー図】



【資料提出のまとめ順】



【留意事項】

一度提出した企画提案書等の差替え，再提出は認めない。
なお，鹿児島県が必要と認めるときは，追加の資料提出を求めることがある。

8 審査

(1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は，委託業者の選定を行うために大島支庁及び熊毛支庁で構成された選定委員会において行うものとし，プレゼンテーションは行わず，提出された企画提案書等の内容について，審査項目（※1）により評価する。総合的に評価して得られた総合評価点数の順に順位点（※2）を付け，順位点の総得点が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

※1 審査項目

- ①業務遂行能力（実施体制，同種業務の実績）
- ②企画提案内容（実施方針，実施内容，費用積算）

事業目的の理解度が高く，実施手順やスケジュールは現実的，効率的，効果的か。

※2 順位点

1位を（参加事業者数）点とし，順位が下がるごとに1点ずつ低い点数を与える。

（例：参加事業者数が10社の場合，1位：10点，2位：9点，…10位：1点）

(2) 選考結果

選考結果は，決定後速やかに全提案者に電子メールにて通知する。

なお，審査結果の内容に対する異議申立は受け付けない。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は，失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積書記載の金額が契約上限金額を超えた場合
- (5) 会社更生法等の適用を申請する等，契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (6) 審査の公平を害する行為があった場合
- (7) その他企画提案にあたり，著しく信義に反する行為があった場合

10 契約予定者の決定方法

(1) 契約の相手方

審査会において上記により最優秀者となった者を委託候補者とし、詳細な業務の内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後、委託契約を締結する。

(2) 次点の繰り上げ

審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

11 その他

- (1) 提出書類の作成等、参加に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 審査の過程や結果については、鹿児島県情報公開条例（平成12年条例第113号）に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出書類の内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合、その使用に関する全ての責任は参加者が負うものとする。
- (6) 業務を実施するにあたっては、委託者と協議して進めていくものとし、提案内容を全て実施することを保証するものではない。

12 書類提出先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町 17-3

鹿児島県大島支庁総務企画課（商工観光係 担当：今村菜月）

TEL：0997-57-7215

FAX：0997-57-7219

E-mail：oosima-shoukan@pref.kagoshima.lg.jp